

<報道発表資料>
(経済同時)

令和 8 年 6 月 1 6 日
京都市環境政策局地球温暖化対策室

令和 8 年度京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金の募集

京都市では、中小事業者による省エネの取組を後押しするため、令和 5 年度から京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づく市内の準特定事業者^{※1}及び中小事業者を対象に、省エネ効果の期待できる高効率機器（空調機器、換気設備、照明機器、給湯機器）の導入に係る費用を補助する事業を実施しています。

この度、令和 8 年度事業に係る申請の受付を開始します。

※ 1 事業の用に供する建築物（床面積合計が 1,000 m²以上）の所有者

【募集概要】

(1) 補助対象者（次のア、イのいずれかに該当する事業者）

ア 条例に規定する準特定事業者

イ 京都市内において、既に事業活動を営んでいる中小企業者等^{※2}で、かつエネルギー消費量等報告書を提出できる事業者

※ 2 中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等

(2) 補助対象設備

高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器

(3) 補助金額

補助対象経費の 1 / 2、補助上限 2 0 0 万円、下限 5 0 万円

(4) 主な補助要件

補助対象設備	補助要件（概要）
高効率空調機器	改修前に比べて、3 0 % 以上の省 CO ₂ ^{※3} 効果
高機能換気設備	全熱交換器であること
高効率照明機器	自動調光制御機能を有する L E D
高効率給湯機器	改修前に比べて、3 0 % 以上の省 CO ₂ ^{※3} 効果

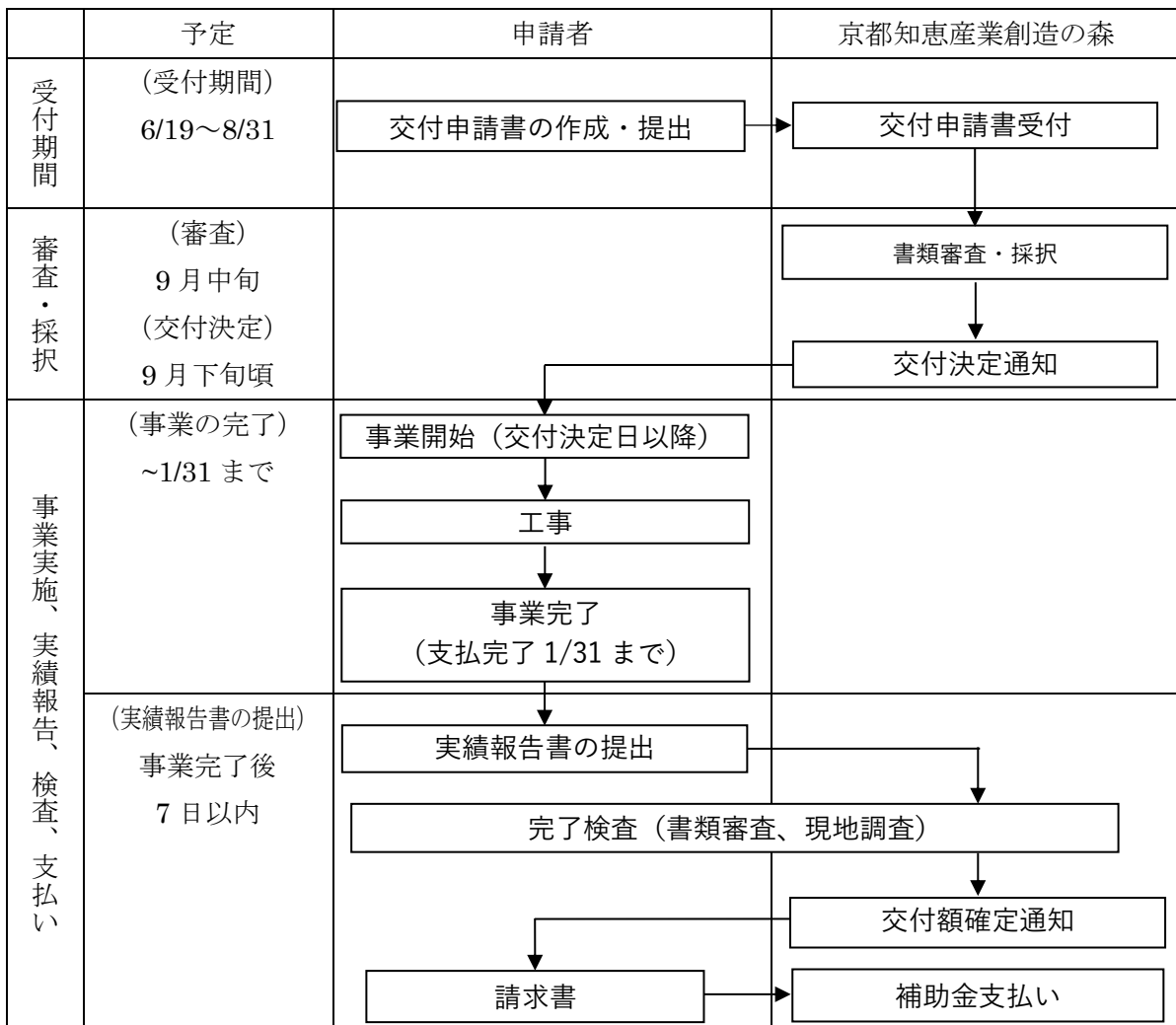
※ 3 省エネ効果を表す指標として CO₂ を対象としている。

詳細については、一般社団法人京都知恵産業創造の森のホームページにある「京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金募集要領」を御確認ください。

(https://chiemori.jp/smart/support/y2026/r8_koukouritsukiki.html)

【申請手続等】

- (1) 申請受付期間
令和8年6月19日（金）～ 令和8年8月31日（月）必着
- (2) 選定方法
交付申請書をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付先を選定する。
- (3) 申請方法
持参又は郵送
- (4) 事業の流れ



<申請及び問合せ窓口>

一般社団法人京都知恵産業創造の森

受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

住 所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センタービル 3階

電 話：075-353-2303 電子メール：smart@chiemori.jp

<お問合せ先（京都市）>

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電 話：075-222-4555 電子メール：jtco2@city.kyoto.lg.jp